

令和 3 年（2021 年）4 月 16 日

各短期入所事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急短期入所受入加算における  
臨時的な取扱いの廃止について**

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に多大なる御協力を賜り、また、今般の新型コロナウイルス感染症対策に御尽力を賜り御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 6 月 19 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 8 報）」において、短期入所における緊急短期入所受入加算に係る臨時的な取扱いが示されたため、札幌市においても、緊急利用者に関わらず、当該加算の算定を可能とする取扱いを認めていたところでした。

しかしながら、この度、令和 3 年 3 月 30 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 11 報）」において、同加算に関する臨時的な取扱いを廃止することが示されたため、札幌市においても、「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急短期入所受入加算における臨時的な取り扱いについて」（令和 2 年 6 月 30 日札障第 1608 号）を廃止することとし、緊急短期入所受入加算における臨時的な取扱いを終了することといたしますので、関係職員にご周知いただきますようお願いいたします。

記

**1 廃止とする取扱いの概要**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組みを評価し、緊急時の受

入かどうかにかかわらず、月 14 日を上限として緊急短期入所受入加算の算定を可能とした取扱いを、令和 3 年 3 月サービス提供分をもって廃止とする。

## 2 添付資料

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 8 報）」（令和 2 年 6 月 19 日付厚生労働省事務連絡）・・・別添 1
- (2) 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 11 報）」（令和 3 年 3 月 30 日付厚生労働省事務連絡）・・・別添 2
- (3) 「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急短期入所受入加算における臨時的な取り扱いについて」（令和 2 年 6 月 30 日札障第 1608 号）・・・別添 3

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市障がい福祉課 給付管理係 電話：011-211-2938 F A X：011-218-5181 E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
---